

教育委員会定例会議事録

令和5年2月10日 午後2時00分 開会

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部長	前 田 清 彦
教育部次長兼庶務課長	酒 井 保 吏
教育部次長兼学校教育課長	山 本 一 之
教育部次長兼中央図書館長	尾 崎 浩 司
庶務課主幹	中 村 忠
学校教育課主幹	中 村 立 志
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	杉 浦 忠 彦
学校給食課長	林 俊 光
中央図書館主幹	中 西 明

教育長が指定した事務局職員

主 事	近 藤 邦 宏
主 事	森 下 徹

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 令和5年度教育委員会の予算概要及び主要事業について
(非公開)
- 第3 第2号議案 令和4年度3月補正予算について (非公開)
- 第4 第3号議案 豊川市史跡公園条例の一部改正について (非公開)
- 第5 第4号議案 社会教育審議会への諮問事項について
- 第6 第5号議案 文化財保護審議会への諮問事項について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録

署名委員は、教育長において、菅沼・山田 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第1号議案「令和5年度教育委員会の予算概要及び主要事業について」及び日程第3、第2号議案「令和4年度3月補正予算について」、日程第4、第3号議案「豊川市史跡公園条例の一部改正について」は、今後市議会で審議される案件であり、未だ公（おおやけ）になっていないものであることから議事を非公開とし、会議の内容の議事を別に記録することとしたいと思います。以上の理由により、議案第1号から第3号までの審議を非公開としてよろしいですか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、議案第1号から第3号までは非公開とします。それでは、日程第2、第1号議案「令和5年度教育委員会の予算概要及び主要事業について」、事務局からの説明をお願いします。

(以下、議事内容は意思形成過程の内容を含むため議事を非公開)

「高本教育長」 非公開で続けます。続いて、日程第3、第2号議案「令和4年度3月補正予算について」、事務局からの説明をお願いします。

(以下、議事内容は意思形成過程の内容を含むため議事を非公開)

「高本教育長」 非公開で続けます。続いて、日程第4、第3号議案「豊川市史跡公園条例の一部改正について」、事務局からの説明をお願いします。

(以下、議事内容は意思形成過程の内容を含むため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第5、第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」、事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「渡辺委員」 子ども会連絡協議会活動費補助について伺います。豊川市子ども会については令和5年度から事業を一部縮小するというような話題があったかと思いますが、予算額としては、昨年度と比較してどうなったのですか。

「林生涯学習課長」 予算額としては変わっておりません。豊川市子ども会連絡協議会（市子連）については来年度から大きく見直し、大会運営や機関紙の廃止など役員への負担軽減を含め、事業や組織を縮小する予定です。これは、市子連自体の事業に重

点を置くのではなく、町内会単位であるそれぞれの子ども会に注力して、それを支援していこうとするものです。その大きな見直しの中で、安全会（全国子ども会安全共済会：子ども会活動中におけるケガ等の保障）費用について、これまで団体ごとに会員から、申込用紙やお金を個別に集めて、それを市で集約していたため、子ども会の役員に大きな負担を与えていたものを廃止することとしました。実際には、安全会から脱退するのではなく、その費用を来年度から市子連が負担するというもので、集金をしないようにするものです。これまで事業に使っていた予算分を、そのまま安全会費用の市子連負担分として支出することとしたため、結果的に予算額としては同額となりました。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認めます。第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第6、第5号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」、事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第5号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質問がありましたらお願いします。

「山田委員」 今回新たに追加される無形民俗文化財伝承支援事業について伺います。市の補助率が対象経費の2分の1以内で限度額500千円、残りは文化庁が負担するというので、1,000千円までであれば、地元負担はなくて済むということですか。

「林生涯学習課長」 補助計算ですが、文化庁からの補助のほうが先に算定されます。そもそも文化庁の補助率がとても高く、例えば国府祭りの山車2台については、文化庁の補助要綱上10割補助となります。ところが、文化庁の予算にも限度があるため、実際に交付される金額は、そこからシーリングがかかり、7～8割程度となってしまいうという状況です。先ほどの山車の場合、1台当たり10,000千円ほどかかります。そこから、8割補助があつたとしても、地元負担が2,000千円ほどとなり、高額な地元負担となってしまうことから、少しでも地元負担が軽減されるようにという補助金となります。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認めます。第5号議案「文化財保護審議会への諮問事項

について」は原案のとおり可決いたしました。本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時35分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員